

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	桜丘北保育園		
運営法人名称	社会福祉法人たんぽぽ福祉会		
福祉サービスの種別	保育所		
代表者氏名	園長：酒井 眞澄		
定員（利用人数）	90 名 (104)名		
事業所所在地	〒 573-0018 大阪府枚方市桜丘町20-1		
電話番号	072 - 807 - 3770		
FAX番号	072 - 807 - 3771		
ホームページアドレス	https://www.watage.jp/sakuraokakita/		
電子メールアドレス	sakuraokakita@alto.ocn.ne.jp		
事業開始年月日	令和 6 年 4 月 1 日		
職員・従業員数※	正規 16 名	非正規	22 名
専門職員※	保育士：27名 栄養士：2名 看護師：1名		
施設・設備の概要※	[居室]		
	[設備等] 保育室（0歳児、1歳児、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児）、ホール（1階）、絵本ホール（2階）、調理室、調乳室、トイレ、沐浴室、テラス、園庭、子育て支援室、授乳室、事務室、書庫、医務室、湯沸室、教材庫、休憩室、更衣室、シャワー室（大人用）、駐輪場、駐車場（緊急時用）		

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

【法人理念】

私たちはひとりひとりの生活と権利が守られ、すべての人が大切にされる社会福祉の発展に貢献します

未来の社会を担う子どもたちの命を守り、限らない発達保障をめざします

多くの人と手を結び、住みよい街づくりを進めます

憲法をくらしに生かし、子どものしあわせと平和な社会を目指します

【保育理念】

子どもたちの笑顔が輝く保育園

- ・保護者の子育てを支える場
- ・子どもたちのもつ無限の可能性を引き出す発達保障の場
- ・社会進歩と平和な未来を担う子どもを育てる集団の場
- ・地域に開かれ、住みよい街づくりに貢献する保育園

【保育方針】

1. 子どもの最善の利益を考慮し、心身ともに健やかな育ちを保障していくために、全職員でよく話し合いながら保育を展開する
2. 乳幼児期の発達の特性をふまえた保育を展開する
3. 子ども集団および一人ひとりの姿を捉え、各領域を関連させ、総合的に保育を展開する
4. 子どもの思いをうけとめ、応答的（対話的）に保育を展開する
5. 上記1から4までの保育上の視点および『全体的な計画』を共通認識とし、論議を深め、創意工夫ある指導計画案を立案する
6. 保育園の職員として日々研鑽するなかで、専門性を高め、保育の質の向上を図る
7. 保護者とよく話し合い、相互理解を深め、子どもも大人も共に育ちあう
8. 「食べることは生きること」と位置づけ、食を通して心と身体を育む

【施設・事業所の特徴的な取組】

- ①子どもたち一人ひとりを大切に、「もっとやりたい！」が広がる保育
- ②手作りの給食・おやつなど、食を通して食べてみたい意欲を育む給食
- ③日常の保護者とのコミュニケーションを大切に、会話や配信を通じて保育の様子を伝えること

【評価機関情報】

第三者評価機関名	一般財団法人大阪保育運動センター
大阪府認証番号	270042
評価実施期間	令和7年10月14日～令和8年3月14日
評価決定年月日	令和8年3月14日
評価調査者（役割）	1601C001（運営管理・専門職委員） 1801C023（専門職委員） 2201C005（その他） （ （

【総評】

◆評価機関総合コメント

「判断基準」の考え方	
a	よりよい福祉サービスの水準・状態 質の向上を目指す際に目安とする状態
b	「a」に至らない状況、多くの施設・事業所の状態 「a」に向けた取り組みの余地がある状態
c	「b」以上の取り組みとなることを期待する状態

0401 号第 11 号「『福祉サービス第三者評価事業に関する
指針について』の全部改正について」等より作成

桜丘北保育園は枚方市の公立保育所を引き継ぎ、2024年4月に社会福祉法人たんぽぽ福祉会の5番目の保育園として開園しました。2025年には新園舎が完成しています。

京阪交野線「星ヶ丘」駅から徒歩15分、交通量の多い市道に面した位置にあります。周辺にはUR団地や民家が並びとともに田畑も広がる地域となっています。近くに小学校や公園があり、よく散歩に出かけています。

民営化前の引継ぎ、民営化、仮設移転、新園舎引っ越しと子どもたちや保護者にとって大きな環境の変化の中で、不安な気持ちを受け止め、安心して通園できる保育園づくりをめざしてきました。枚方市や当評価機関が実施した保護者アンケートにおいても保育園への信頼が高い結果となっています。

民営化という大きな変化の中で職員集団として園の理念でもある目の前の子どもを一番に考える、という点を大切に、取り組んでこられたことを評価します。

引き続き、子どもと保護者の願いを受け止め、よりよい保育園運営を目指していかれることを期待します。

◆特に評価の高い点

【保護者の満足度の高い給食】

出汁の味を生かした薄味の和食中心の献立を作成し、安心・安全な食材を使用し、子どもたちの嗜好調査等の工夫の中で「給食がおいしい」と保護者からも評価されています。当評価機関が実施した保護者アンケートにおいては満足度100%でした。

【発達にあわせた身体づくり】

広い園庭、明るく衛生的な新園舎の中で、室内外のあそびを工夫し、発達に合わせてしっかり身体を使ったあそびを取り組んでいます。

【管理職の責任とリーダーシップの発揮】

管理者は自らの役割と責任を表明し、遵守すべき法令等を正しく理解する取り組みを行っています。さらに保育の質の向上に意欲をもって経営改善や業務の実効性を高める取り組みにむけ、リーダーシップを発揮しています。

◆改善を求められる点

【事業計画の策定や具体計画の実行についての改善】

中・長期計画は具体的ビジョンを明確に策定しています。公立保育所の民営化、建て替え工事、新園舎竣工など、計画的に執行し、保育の質の向上、地域の福祉ニーズへの対応、人材確保・育成などの重点項目について、具体的な数値目標を設定しています。単年度の事業計画では、中・長期計画が十分反映されていない項目もあるため、今後は中・長期計画との整合性をより高め、職員とともに具体的な計画策定を期待します。

【保育の質の向上にむけ、保育実践のさらなる討議や職員連携への期待】

保育の質の向上にむけ、クラス担任間の意思疎通や職員間による意見交換、討議を深め、保育のさらなる充実を期待します。また、保育の専門家として、職員間の連携を期待します。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

公立保育所を引き継いで2年、情報公開や経営・運営課題についての組織的なとりくみ、職員連携など、改善すべき点に気づくことができました。新しい職員集団は少しずつお互いの思いを共有し合い、作りあいができてきつつあるところですが、まだまだ未熟な点が多くあります。職員会議の工夫や研修の充実等をすすめ、学び合い助け合いながら、共に保育園の将来ビジョンを描き、保育の質の向上にむけて園全体でとりくめる職員集団を目指していきたいと思います。また保護者の思いをしっかり受け止め、伝えあいを大切に、保護者と共に保育をつくっていけるよう努めたいと思います。

第三者評価受審にあたっては、職員みんなでとりくみ、一緒に保育を振り返れたことがよかったと思いますし、ヒアリングを通して多くの気づきと励ましをいただきました。これから法人の理念に基づき、運営の透明性を高め、様々な地域の福祉・子育てニーズに応え信頼される保育園となれるよう、一層努力していきたいと思います。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	法人理念および園の基本方針を策定し、ホームページ、法人会報、保育園の「しおり」等に明示して周知を図っています。また、職員に対しては、新採用者研修や職員会議において理念・基本方針の説明を行うとともに、年1回の法人研修において全職員で再確認する機会を設けています。保護者に対しては、懇談会等の機会を通じて法人の理念や園の基本方針について説明し、周知理解に努めています。	
		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	社会福祉関係団体や各種研修等を通じて、保育を取り巻く最新の情報を継続的に収集しています。また、枚方市における保育・福祉の動向、待機児童数、地域の保育ニーズなど、経営に関わる重要な指標についても定期的に把握しています。これらの情報は、法人の施設長会議（以下、施設長会議）において共有・分析し、園運営や法人全体の経営判断に活かしています。	
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
(コメント)	法人では、施設長会議、企画会議、組織財政委員会等を通じて、経営状況、職員体制、財務状況などの重要事項を定期的に分析しています。また、分析結果や経営上の課題については、職員会議や研修等の機会を活用し、職員への周知と理解に努めています。今後は、これらの情報共有を基に、職員とともに具体的な改善策や取り組みへとつなげていくことを期待します。	
		評価結果
Ⅰ-3 事業計画の策定		
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
(コメント)	2024年度～2028年度の中期計画および、2029年度～2040年度の長期計画を策定し、保育の質の向上、地域の福祉ニーズへの対応、人材確保・育成などの重点項目について、具体的な数値目標を設定しています。また、収支計画を併せ、施設・設備の更新や整備を含む将来ビジョンを明確に示し、持続可能な園運営に取り組んでいます。	

I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
(コメント)	保育園の単年度計画は中・長期計画を反映し、「子ども一人ひとりを大切にした保育」「地域支援」「職場づくり」などの重点項目ごとに、実行可能な具体的内容として整理しています。単年度計画に十分反映されていない項目もあるため、今後は中・長期計画との整合性をより高め、職員とともに具体的な取り組みを期待します。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
(コメント)	事業計画の策定および見直しについては、日々の保育の振り返りや保護者からの意見を踏まえ、毎月の職員会議において検討を行っています。さらに、半期および年間の総括会議を実施し、その中で職員の意見を反映しながら、組織的かつ継続的に改善に取り組んでいます。	
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
(コメント)	事業計画の主な内容については、保護者会にて説明を行うとともに、ホームページにも掲載し、保護者がより理解しやすいよう、簡潔な内容を公開するなど理解を促しています。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
(コメント)	毎月のカリキュラム会議では、保育の振り返りや次月の保育計画について集団討議を行い、計画・実践・振り返りのサイクルを通して保育の質の向上に取り組んでいます。また、各クラス、給食、保健、地域などの部門ごとに自己評価シートを活用した振り返りを実施し、年2回の総括会議で組織的に検討しています。今後は、園全体として年1回の自己評価を実施し、より体系的な改善につなげていくことを求めます。	
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
(コメント)	自己評価シートや職員会議、総括会議などを通じて、取り組むべき課題を明確にしています。今後は、園として取り組むべき課題を文書化し、職員間で共有することで、より組織的に進めていくことを期待します。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
(コメント)	職員ハンドブックに施設長の責務を明記し、職員会議を通じて周知しています。平常時のみならず、災害や事故などの有事における施設長の役割と責任についても整理し、さらに施設長不在時の権限委任体制を明確にすることで、組織として迅速かつ適切な対応ができるよう体制を整えています。	

Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(コメント)	遵守すべき法令等の理解を深めるため、研修への参加や情報誌・書籍等から最新の正確な情報を収集しています。また、施設長会議において社会保険労務士や事務長と協議し、規則の改正点や必要な書類の見直しを行っています。これらの内容は適宜職員へ周知し、組織として法令遵守の徹底に取り組んでいます。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	施設長は、子どもの姿の観察や保育環境の確認、会議等を通じて職員の意見を詳しく聞き取り、保育の現状把握と職員の状況理解に努めています。そのうえで、必要な改善に向けて適切な指導力を発揮しています。また、保育の質の向上を図るため、職員の教育・研修の充実にも取り組み、専門性の向上と組織全体の成長につなげています。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	施設長会議において、人事・労務・財務などの状況を分析し、その結果を踏まえて人員配置や働きやすい環境整備を試算表に基づき進めています。また、ICT化の推進にも積極的に取り組み、業務の効率化と実効性の向上を図っています。	

		評価結果
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	保育の質の向上にむけ、必要な福祉人材の確保に努めています。有資格者をはじめ、多様な専門職を配置し、各クラスには常勤保育士を1名以上配置するとともに、朝夕の時間帯も常勤保育士が責任をもって保育にあたる体制を整えています。また、養成校との連携や就職フェアへの参加など、計画的な採用活動を実施し、適切な人員配置となるよう努めています。	
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	a
(コメント)	職員が自らの将来像を描けるよう、法人の理念や基本方針の実現に向けた「期待される職員像」を明確に示しています。また、階層ごとに求められる専門性を整理し、職員に周知することで、成長の方向性を共有しています。さらに、職員の意向や意見、評価・分析の結果を踏まえて、賃金や処遇の改善に取り組んでいます。	
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
(コメント)	超過勤務時間や有給休暇の取得状況を把握し、労働条件の改善に努めています。また、ハラスメント相談窓口や労働安全委員会を設置し、いつでも相談できる体制を整えています。さらに、希望者には月1回、公認心理師によるカウンセリングの機会を提供し、職員の心身の健康支援にも取り組んでいます。	

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
(コメント)	「期待する職員像」および階層別に求められる役割を明確にし、職員一人ひとりの目標については年2回の個別面談で確認しています。今後は、これらの目標に対する進捗状況を適切に把握し、職員の成長を支えるための育成支援をより一層充実させていくことを期待します。	
Ⅱ-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
(コメント)	研修計画に基づき、法人研修、職階・職域別研修、外部研修・内部研修など、目的を明確にした研修を実施しています。また、職員の状況や希望を踏まえて研修計画を策定し、個々の成長につながる機会の確保に努めています。園内研修では、副園長・主任・リーダーを中心に、文献を活用した集団学習や人権研修を計画的に行い、組織全体の専門性向上を図っています。	
Ⅱ-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	職員の経験やクラスの状況に応じて研修を受講できるよう配慮しています。職種別研修、職階別研修、テーマ別研修など、多様な研修に勤務時間内で参加できるよう体制を整えています。また、パート職員を含む全職員が学びの機会を得られるよう、年1回の全体研修も実施し、組織全体の専門性向上を図っています。	
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
(コメント)	実習生など保育に関わる専門職の研修・育成に関する姿勢を明文化し、マニュアルやプログラムを整備しています。今後は、指導者に対する研修の充実や、実習期間中における学校側との継続的な連携を図るための工夫を進め、より効果的な育成体制の構築を期待します。	

		評価結果
Ⅱ-3 運営の透明性の確保		
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
(コメント)	法人理念や保育園の方針、保育内容、事業計画や予算等はホームページで公開しており、地域に向けては「はとぼっぼだより」を毎月発行するなど、情報提供に努めています。また、苦情・相談体制についても公表し、透明性の確保を図っています。今後は、相談内容等に基づく改善や対応の状況についても適切に公表し、より一層の説明責任と信頼性の向上を望みます。	
Ⅱ-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
(コメント)	経理規程に基づき、職務分掌や権限・責任を明確にしています。また、法人本部における定期的な財務確認に加え、会計士による財務管理も実施し、適正な会計運営に努めています。今後は、外部の専門家による監査活用についても検討を進め、より一層の透明性とガバナンス強化を図っていくことを期待します。	

		評価結果
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献		
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	事業計画やその他の計画において、地域支援に関する取り組みを文書化しています。また、校区コミュニティ協議会に所属し、地域のお祭りでは子どもたちの発表を行うなど、地域との交流を積極的に進めています。さらに、地域で開催されるイベントのチラシやポスターを掲示し、園児の参加機会を広げ、地域とのつながりを深めています。	
Ⅱ-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
(コメント)	ボランティア受け入れに関するマニュアルを整備し、基本姿勢、受け入れ方法、活動内容などを明記しています。また、中学校の体験活動の受け入れなどを通じて、学校教育への協力も行っています。今後は、ボランティア受け入れに関わる指導者への研修の充実やより効果的な支援体制の構築を期待します。	
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	保育園として必要な社会資源を明示し、職員間で情報共有を図っています。行政との連携においては、「子ども家庭児童センター」や「まるっと子どもセンター」と定期的に情報交換を行い、支援体制の強化に努めています。また、小学校との連携も含め、地域とのネットワークを構築し、子どもと家庭を支える地域協働の体制づくりを進めています。	
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
(コメント)	学校長・園長、PTA、自治会、民生委員などが参画している校区コミュニティ協議会に参加し、地域の福祉ニーズや生活課題について協議しています。また、園で開催している「あそぼう会」には主任児童委員も参加し、地域の福祉ニーズに関する情報共有の場となっています。さらに、地域住民からの相談に対応できるよう、園内にはスマイルサポーターを複数配置し、地域支援体制の充実を図っています。	
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
(コメント)	災害時には地域の避難場所として機能できるよう、授乳室やシャワー室などの設備を整備し、非常食の備蓄を行っています。また、子育てサロンに対しては絵本や玩具の貸し出しを行い、地域の「こどもまつり」にも参加するなど、地域の子育て支援や活性化に貢献しています。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
(コメント)	理念や基本方針に明示し、「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を用いて自己の子どもへのかかわりを振り返り、グループで学びあっています。子ども達の話し合いを軸にお互いを認め合うことを大事にした保育を行っています。外国にルーツのある子どもも多い中、個別によく話を聞くことで保護者の思いを尊重した対応を行っています。今後、これらの取り組みについてより一層保護者へ理解を図るための工夫を期待します。	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
(コメント)	服務心得にプライバシーへの配慮を記載し、周知しています。保育室内での食事・着替え・排泄などにかかわる子どもの生活動線を考え、ロッカー・机の配置などの空間の工夫を行っています。引き続きの取り組みに期待します。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	保育園や市のホームページに情報を掲載し、市役所や市の施設に資料を置いています。見学希望者の都合に合わせて見学の受け入れを行い、説明をしています。情報については適宜、更新をしています。SNSでの情報発信も検討しています。	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	保育の開始にあたっては説明会を行い、しおりと資料を使って質問などを出しやすいように少人数で行い、個別に面談の時間を設けています。同意書等は書面で確認し、保管しています。配慮が必要な家庭には個別の対応をしています。	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
(コメント)	「園児の入退園や登降園におけるマニュアル」を策定しています。入園時に保護者に保育所等の変更にあたり、引継ぎができることを知らせています。相談窓口を設置し、退園後もいろいろな相談ができることを説明し、その内容を文書にして渡しています。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	連絡ノートや会話の中で、子どもの様子について保護者と共有し、満足度を確かめています。民営化後2年間は市が保護者アンケートを実施し、満足度や意見要望を把握していました。クラス懇談会は年3回、個別懇談を年2回実施し、保護者会へは園長が出席しています。行事後には全職員で意見を共有し、分析した結果を次の計画に活かしています。2026年2月に園独自のアンケートの実施を始めているところです。引き続きの取り組みに期待します。	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
(コメント)	法人で苦情解決のしくみおよび設置要領を定め、園で担当者を設置し、入園のしおりやホームページ、掲示で知らせています。内容については、経過を記録して保管しています。検討内容や対応についてフィードバックを行っています。法人の苦情解決委員会を定期的に行い、各園の事例を学び合い、保育の質の向上に繋いでいます。 当機関が実施した保護者アンケートにおいて「苦情解決第三者委員に相談できることを知らない」という回答が多数となっていました。保護者への周知にさらなる工夫を望みます。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
(コメント)	入園のしおりに記載し、説明しています。園内に相談室を設置し、ゆっくり相談できるスペースを確保しています。「保護者とともにつくる保育」を大事に、保護者が意見を述べやすく、相談しやすい環境づくりに取り組んでいます。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
(コメント)	職員は日々のコミュニケーションや連絡ノート等で保護者の悩みや意見をくみ取り、その都度声をかけて状況の把握に努めています。意見箱を設置し、誰でもが意見を出しやすくしています。対応マニュアルを策定し、体制を整備、迅速に対応するよう心がけています。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
(コメント)	各種マニュアルを策定し、体制や対応を明確にして職員に周知しています。ヒヤリハットやトラブルシートで収集した事例を職員会議等で分析、検討し、再発防止に努めています。 当機関が実施した保護者アンケートにおいて意見が出ており、検討を望みます。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	園長を責任者とした管理体制を整備し、感染症予防マニュアルを策定して対応を周知し、適宜見直しをしています。看護師を中心に学ぶ機会をつくり、予防策や発生時の対応強化を行っています。発生時には玄関ホールでの掲示等で保護者へ情報提供を行っています。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
(コメント)	非常災害対策マニュアル・BCP（事業継続計画）を策定し、対応、体制、子どもや保護者、職員の安否確認、引き渡し方法等を決めて周知しています。備蓄食品等のリストを作成し、園長を管理者として年1回の点検を行っています。大阪府下の災害訓練に参加し、小学校と連携しています。	

評価結果

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
(コメント)	職員ハンドブック、各年齢の一日の生活の流れ等を作成し、全職員で共有しています。職員会議やパート会議で周知し、子どもの状況や季節等に合わせて必要に応じて見直しをしています。	

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
(コメント) 年度初めに一日の生活の流れを作成し、変更すべき点が生じたときには、その都度見直しをしています。見直しのなかで朝・夕の保育方法を変更するなどにつながっています。三者懇談会（市・園・保護者）での保護者の意見等を計画に反映しています。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
(コメント) クラスリーダーを中心に園長を責任者として指導計画を作成しています。月案は乳児フロア（0～2歳）、幼児フロア（3～5歳）ごとに集団で検討し、子どもと保護者の状況を把握しあっています。乳児と障がい児は毎月、幼児は年3回、個別計画を作成し、給食室や看護師も関わっています。	
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
(コメント) 年間指導計画は4・5月に作成、検討しています。半期に一度の総括会議で振り返りを見直しを行い、次の計画に活かしています。月案は毎月、検討会議を行い、次月の内容を検討しています。各検討においては担任以外の職員も入り、様々な視点での見直しを行っています。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント) 発達状況や生活状況は児童原簿、子どもの姿や課題などは文書として記録し、職員間で共有しています。総括や指導計画などは決まった様式で書き、副園長・主任等が記録内容や書き方に差異が生じないよう指導しています。情報共有が迅速に行えるように施設内はネットワークを構築し、活用しています。	
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
(コメント) 個人情報の取扱いについてのマニュアルを作成し、情報管理責任者を設置しています。個人情報保護について職員会議等で説明を行い、全職員に周知徹底しています。管理が必要な書類については事務所のカギ付きの棚に保管しています。入園のしおりに個人情報の取扱いについて記載し、保護者に説明しています。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A－1 保育内容		
A－1－（１） 全体的な計画の作成		
A－1－（１）－①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
（コメント）	公立保育所から引き継いだ計画を踏まえつつ、法人理念に沿った計画づくりを大切にしています。作成した計画は年度当初の会議で職員間で共有し、毎年度見直しを行っています。 全体的な計画を基に、各家庭の状況や就労時間を把握し、子どもが保育園で心地よく過ごせるよう、月案・週案に反映しています。また、乳幼児期（就学前まで）の特徴的な発達について職員間で学習や研修を行い、その中で大切にしたい視点を確認しながら保育に活かしています。	
A－1－（２） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A－1－（２）－①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
（コメント）	新園舎は大きな窓を設け、採光を重視した心地よい空間づくりを大切にしています。乳児室の前には庭や砂場を整備し、子どもがすぐに戸外へ出られる環境を整えています。室内ではエアコン、床暖房、空気清浄機を活用し、室温や湿度を調整することで、快適に過ごせるよう配慮しています。 また、保育室の清潔保持や施設内外の安全管理を徹底し、手洗い場やトイレ、室内外の清掃については専門スタッフを配置することで、常に清潔な環境を保ち、子どもが気持ちよく過ごせるよう努めています。	
A－1－（２）－②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
（コメント）	カリキュラム会議では、子ども一人ひとりの姿や日々の変化を職員間で共有し、理解を深めています。保育士は応答的な関わりを通して子どもの思いを受け止め、安心して過ごせる環境づくりと信頼関係の構築に努めています。 また、「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用し、日々の関わり方を定期的に振り返る仕組みを取り入れています。子どもに対しては、ゆっくりとした語りかけを意識し、制止の言葉ではなく肯定的な言葉がけを行うことで、子どもの主体性を尊重した保育を実践しています。さらに、子どものペースを大切にし、間を持った関わりを心がけることで、一人ひとりが安心して自分らしく過ごせるよう支援しています。	
A－1－（２）－③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
（コメント）	一人ひとりの発達に合わせて、子ども自身が見通しをもち、「自分でやってみよう」という気持ちが育つような働きかけや、自分で取り組める環境づくりを行っています。生活の中で発達に応じて道具の扱い方や脱いだ服を畳む、布団を片付けるなど、身の回りのことを自分で行う経験を大切にしています。 さらに、自分の持ち物の管理や整理整頓の仕方を伝えたり、子どもが理解しやすい生活の流れやルールを設定し、日々の生活を進めています。 保育士の言葉かけや援助については、クラス担任間での意思疎通を大切にし、子どもが見通しをもって行動できるような言葉かけを意識していくことを期待します。	

A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	乳児クラスでは、一人ひとりの子どもにゆったりと関わりながら保育士との愛着関係を深め、その安心感を基盤として友だちへ関心が向くように関わっています。幼児クラスでは、好きなおもちゃを自分で選んだり、友だちと楽しさを共有したり、同じ目標に向かって力を合わせる経験を積んでいます。 3歳～5歳児の縦割りグループ活動や異年齢で交流する機会も設けており、友だちとの関係が広がっています。室内やホールではリズム遊びや体育遊具を使った活動、園庭では鬼ごっこや砂遊び、鉄棒など、室内外の遊びをバランスよく取り入れ、しっかり身体を動かす経験をしています。 また、散歩や市の安全教室を通して交通ルールを学ぶ機会を設けています。さらに、コミュニティの行事や地域の祭りに親子で参加できる場を設定し、地域の人々と触れ合う経験を大切にしています。	
A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	子どもが安心して保育園で過ごせるよう、朝の受け入れ時から0歳児の部屋で丁寧に受け入れを行っています。子どもの仕草や表情、発声などから気持ちをくみ取り、応答的な関わりやスキンシップを通して、心地よい関係づくりに努めています。 遊びと食事のスペースを分け、遊びの場にはマットを敷いて安全に遊べるようにしたり、子どもがくつろげる環境を整えています。食事のスペースでは、保育士がゆったりと関われるよう工夫しています。月齢に応じた睡眠の保障や探索活動ができるよう、ホールや園庭での遊びの時間を確保し、身の回りのさまざまなものに興味や関心がもてるようにしています。 家庭との連携を取り、子ども一人ひとりの生活にあった生活づくりを大切に、保護者と一つずつ確認しながら進めています。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	一人ひとりの状況に応じて「自分でやりたい」という気持ちに寄り添いながら、見守ったり励ましたりすることで、「じぶんでできた」という達成感に共感しています。遊びの場面では、生活再現遊びや見立て・つもり遊びがより楽しくなるよう、見立てて遊べる教材をおもちゃ棚に配置したり、感触遊びやクッキングなどを取り入れ、豊かな生活と遊びの経験を保障しています。 自我の育ちの中で生じるおもちゃや場所の取り合いなどのトラブルに対しては、子ども同士の気持ちを言葉で代弁しながら仲立ちをしたり、保育者も一緒に遊びに入り、「友だちと遊ぶのは楽しいね」と共感しながら関わりを広げる取り組みを行っています。 食事や排泄などの生活場面では、子どもと気持ちを共有できる言葉かけを意識し、また保育士間での意思疎通を図ることで、子どもが次の行動に見通しをもてるような関わりを期待します。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	3歳児の保育では、保育士が寄り添いながらしっかりと自己主張できるようになったり、友だちとの関わりを広げられるようにしています。また、年間を通してごっこ遊びに取り組み、友だちとイメージを共有したり、体験を通して興味を広げ、ごっこ遊びを楽しめる環境を整えています。 4歳児の保育では、自分の気持ちや経験を自分なりの言葉で表現することを大切にすることで、相手の気持ちにも耳を傾け、互いに理解し合えるように育っています。経験や絵本などを通してイメージを広げ、保育士も一緒にごっこ遊びを楽しむ中で、子どもの発想や気づきを大切に、主体的に遊びを展開できるようにしています。 5歳児の保育では、集団の中で仲間と伝え合ったり話し合うことの楽しさを感じ、自分たちで考え、決めながら主体的に遊びを発展させ、仲間と協力して一つのことをやり遂げる共同的な活動ができるように保育しています。 また、月に1度、3・4・5歳児が異年齢グループで遊びを実施し、ルールのある遊びやさまざまな活動を一緒に楽しみながら交流を深めています。 保育園全体で取り組み方を共有し合い、さらなる保育の質の向上に努めることを期待します。	

A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	園舎はバリアフリー構造となっており、エレベーターや多目的トイレを設置し、廊下も広く確保するなど、身体障がいのある子どもが安心して過ごせる環境を整えています。 子ども一人ひとりの発達過程や障がいの状態を丁寧に把握し、その特性に応じた保育を行うため、担当保育士が個別計画を作成しています。月案会議では、子どもの個々の課題等について職員間で情報共有を行っています。 また、家庭での様子や保護者の思いを聞き、信頼関係を築くことで、子どもが安心して保育園生活を送れるようにしています。さらに、枚方市との連携により、園内で定期的に発達相談を実施しています。子どもの発達状況や課題について、専門家・保護者・職員で共有し、発達支援や保護者の相談に応じられる体制を整えています。	
A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	早朝保育では、乳児は自分のクラスの部屋で受け入れを行い、他クラスの子どもは人数に応じて部屋を移動したり、長時間担当の保育士が保育に入るなど、子どもが安心して過ごせるよう工夫しています。朝夕の引き継ぎでは、引継ぎ連絡板を使用し、一人ひとりの子どもの体調や保護者に伝えるべきことを丁寧に記録・共有し、情報の伝達漏れがないよう努めています。また、クラス担任が朝夕の保育に交代で入り、在園時間が長い子どもの保護者とも、園での子どもの様子や家庭での様子、保護者の思いを共有できる時間を確保しています。	
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
(コメント)	日常的に小学校の校庭へ散歩に出かけ、環境に親しみをもてるようにしています。また、枚方市のかけはしプログラムに基づき、小学校との年間交流を計画し、給食交流や学校体験などを行うことで、子どもが就学に向けて期待をもてるようにしています。就学前には、保育士と小学校教員による合同研修や、小学校教員の事前訪問を通して、子どもの姿やこれまで大切にしてきたことを共有し、引き継ぎを行っています。 保護者に対しては、就学前に個人懇談を実施し、就学に関する不安や悩みなどの気持ちを受け止め、一緒に考えながら必要に応じて学校へ情報を引き継ぐことで、安心して就学を迎えられるよう支援しています。	
1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	マニュアルに基づき毎日の視診を行い、保護者と体調の確認をしています。出欠確認時には園長・副園長・看護師で情報を共有し、保育中のけがや体調の変化には主に看護師が対応しています。 看護師は月案会議において、保健計画に基づく活動内容の報告・評価や、個々の子どもの健康に関する情報を伝え、職員間で共有しています。保護者には「ほけんだより」や玄関のホワイトボードを通して、感染症の状況や季節に応じた健康情報、家庭で気をつけてほしいことを発信しています。 また、毎月、SIDS（乳幼児突然死症候群）をはじめとしたさまざまな想定訓練を実施し、職員の安全意識を高め、実践につなげています。職員間で共有すべき事例については、職員会議で共有することで、再発防止と保育の質の向上に努めています。	
A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	内科健診は年2回実施し、必要に応じてフォロー日も設けることで、できるだけ多くの子どもが受診できるようにしています。健診結果は担任や月案会議で職員に共有し、必要な子どもについては継続して経過を見守っています。 健診前には保護者から健康上の不安や疑問をアンケートで聴取し、日々の保育で保育士が気づいた点も医師に確認するなど、多角的な視点で子どもの健康状態を把握しています。 定期的に成長曲線を用いて発育評価を行い、気になる経過がある子どもについては健診時に嘱託医へ報告しています。家庭での様子や保育園での食事摂取状況などもあわせて情報として整理し、総合的に評価しています。	

A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
(コメント)	アトピー性皮膚炎やアレルギー性結膜炎などの既往がある子どもについては、皮膚の状態など症状の観察を行い、必要に応じて食事後や外遊び後に洗浄を行っています。アレルギーに関する研修は法人内で実施し、緊急時チェックリストを用いた誤食を想定した訓練などを行い、職員の知識と技術の向上に努めています。 食物アレルギーのある子どもには、医師の指示書に基づいてアレルギー食を提供しています。誤食防止のため、専用のカード・トレイ・皿を使用し、視覚的に分かりやすく工夫するとともに、他児との差異が目立たないように配慮し、楽しく食事ができる環境づくりを大切にしています。 今後は、園での取り組みを他の保護者にも伝え、アレルギーへの理解が広がる取り組みを望みます。	
A-1-(4) 食事		
A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	b
(コメント)	栄養士・調理員もクッキングに参加したり、ホールで子どもの前でおやつを作るなど、味だけでなく目や耳など五感で楽しめる食育活動を行っています。毎日、給食で使用する野菜や果物をホールに展示し、子どもが自由に触れられるようにすることで、食材への興味や関心を育んでいます。また、玄関には給食とおやつの見本食を展示し、その日の献立を保護者に分かりやすく伝えています。 年に2回の保育参観では試食会を実施し、園の味や大切にしていることを保護者に知ってもらう機会を設けています。また、保護者からの食に関する悩みや相談にも丁寧に応じています。 子どもたちが落ち着いて食事を楽しめるよう、生活と遊びの切り替え方、保育士や友だちと「おいしい」を共有できる雰囲気づくりなど、環境面の工夫などの検討を望みます。	
A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント)	出汁の味を生かした薄味の和食中心の献立を作成し、旬の食材を積極的に使用しています。添加物の多い加工品の使用は避け、国産食材を基本とした安心・安全な食事の提供に努めています。残食や嗜好調査も同時に行い、残食は日誌に記録し、次回以降の献立に反映しています。また、地域の郷土料理を取り入れたり、季節を感じられる献立、保育の活動に関連した行事食など、食を通して子どもがさまざまな経験ができるよう工夫しています。 衛生管理はマニュアルに基づいて、月1回の給食会議には園長・副園長・各クラス担任・栄養士・調理員が参加しています。その月の喫食状況や味の振り返り、子どもの様子の共有を行い、翌月の献立作成に反映させています。 当機関が実施した保護者アンケートでも満足度が100%でした。	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
(コメント)	各クラスでは個人の連絡ノートを通して、家庭と園での子どもの姿を共有し、子育ての悩みや喜びに共感しながら、園での子どもとの関わりや発達の様子を丁寧に伝え、信頼関係を築いています。 クラス懇談会、保育参観・参加等を定期的に行き、園での生活や大切にしていることを知ってもらう機会を設けています。 年間の行事では、クラスでの取り組みのねらいや遊びの様子、過程、大切にしていることやお便りや配信で伝え、活動を通して見られた子どもの成長を保護者と共有しています。月案会議や職員会議で共有した内容は職員ノートに記録し、保護者からの苦情や意見など、引き継ぎが必要な事項は児童原簿や経過記録に記録することで、職員間で一貫した情報共有を行っています。	

A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
(コメント)	日々の子どもの姿を口頭や連絡ノートなどで保護者と共有し、信頼関係を築くことを大切にしています。年に2回、個人懇談を設定し、担任と保護者がゆっくりと話せる時間を確保しています。園や家庭での子どもの様子、子育ての不安や悩み、保護者の意向などを聞き取り、必要な対応につなげています。 聞き取った内容はまとめて記録し、児童原簿内の経過記録にも記載することで、職員間で一貫した情報共有を行っています。さらに、他機関との連携を図り、相談内容に応じて専門機関につなぐなど、保育園が地域の社会資源としての役割を果たしています。	
A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	登園時や着替えの際には、必ず子どもの顔や表情、身体の状態を確認し、いつもと変わりがないかを観察しています。身体に傷や青あざが見られた場合は、担任だけでなく看護師・園長・副園長が複数で確認し、必要に応じて保護者へ状況を確認しています。また、子どもの発言内容が保護者からの虐待や権利侵害に関わる可能性がある場合には、速やかに園長・副園長へ報告し、必要に応じて保護者への確認を行っています。園内には虐待防止委員会を設置し、組織として対応できる体制を整えています。さらに、関係機関とも連携し、必要な相談や通告が行えるようにしています。 児童虐待マニュアルは定期的に確認・見直しを行い、人権研修やセルフチェックを継続して実施することで、職員一人ひとりの人権意識を高めています。	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
(コメント)	月案や総括、行事の取り組み等、自己評価と振り返りを行い、会議の中で保育士同士が議論することで、客観的に保育を見直せるようにしています。また、園内外の研修に参加し、発達や保育内容、子どもの主体性を大切にした保育について学び、意見交流を行う中で、それぞれが自身の保育を振り返り、職員集団として専門性を高めるよう努めています。定期的に保育士等の自己評価を実施し、園長との面談を通して個々の課題や成長を確認しています。 今後は職員間での意見交流や信頼関係をさらに深めながら、専門性の向上を図っていくことを期待します。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
(コメント)	就業規則や服務心得には体罰や人権侵害の禁止を明記し、定期的にセルフチェックの振り返りを行うほか、虐待防止や人権に関する研修を実施しています。不適切な言動や関わりが見られた場合には、事実確認を行い、聞き取りや話し合いを通して改善に向けた対応を行っています。また、不適切な関わりを周囲が見過ごすこともネグレクトにあたることを職員間で共有し、園長・副園長・主任保育士・リーダーに相談しやすい関係づくりを進めています。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	在園児の保護者
調査対象者数	85世帯
調査方法	当評価機関が作成したアンケートをWebと紙媒体併用で実施

利用者への聞き取り等の結果（概要）

回答率は48%でした。通園年数は3年以上が41.5%、3年以内が43.9%、1年以内が14.6%です。3年以内の一部と3年以上の方は民営化以前からの通園者となります。
回答は「はい」「いいえ」「どちらともいえない」の3択と自由記述で答えてもらいました。

19項目の質問に対して、以下の12項目は「はい」が80%以上の数値になっており、園に対する保護者の肯定感の高さが伺えました。

1.「理念や方針の説明」(82.9%) 2.「保育内容」(85.4%) 3.「家庭での様子」(85.4%) 4.「保育の様子」(87.8%) 5.「子どもへの対応・態度」(80.5%) 6.「保護者への対応・態度」(82.9%) 7.「相談や意見を述べやすい工夫」(85.4%) 8.「相談や意見への対応」(82.9%) 10.「プライバシー保護」(92.7%) 14.「食事内容に満足」(100%) 16.「食物アレルギー対応」(82.9%) 18.「保育に参加する機会」(95.1%)

自由記述でも「命を預かる場として、いつも緊張感を持ちながら受け入れていただき、感謝しかありません」「おいしい給食や子どもが喜ぶ行事の工夫にいつも感謝しています」など園に対する感謝の言葉が書かれていました。特に食事内容については100%の回答となっており、満足度が非常に高い結果となりました。

一方で次の4項目 9.「苦情解決第三者委員に相談できる」(39%) 11.「防災・安全対策の説明」(58.5%) 17.「発達が気にかかる子どもへの対応」(63.4%) 19.「保護者同士の交流」(58.5%) について対応の検討を望みます。11については門前や入口の安全対策についての意見や避難訓練の実施は知っているが内容はわからない、などの記述が寄せられています。

また、自由記述では今後実施される園庭の整備についての記述も寄せられています。

民営化後の移行期でもある中、2026年2月からは園独自のアンケートに取り組み始めています。引き続き、保護者の願いや思いを受け止めながらの取り組みに期待します。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等